

進路相談員だよ！

第8号（生徒向け）
令和6年11月25日発行
北海道教育庁根室教育局

皆さんが生きがい・やりがいをもって働くことができるよう、働く人を守るための様々な制度があります。
その中で、今回は「労働保険」・「社会保険」を紹介します！



【労働保険（労災保険・雇用保険）・社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

※仕事が原因のケガは労災保険が適用され、自分で負担する必要はありません。

仕事でのケガや病気など



〔労災保険〕 保険料は全額会社負担

仕事や通勤中のケガ、病気、障がい、死亡に対し国が給付を行う制度です。契約社員、派遣社員、パートタイム労働者、アルバイトを含め、すべての労働者が対象となります。

▶▶▶ 詳しくは労働基準監督署へ

様々な場面で必要な給付が受けられ、皆さんの生活を守るための制度があります！

失業したときなど



〔雇用保険〕 保険料は労働者、会社双方負担

労働者が失業した場合や子を育てるための休業をした場合などに、生活や雇用の安定、就職の促進のために「失業等給付」や「育児休業給付」が支給される保険制度です。

▶▶▶ 詳しくはハローワーク（公共職業安定所）へ

日常生活での健康問題



〔健康保険〕 保険料は労働者、会社が半々で負担

労働者や家族が病気やケガ、出産や死亡などに際し、必要な医療給付や手当金が支給される制度です。保険証を出せば病院の窓口で支払う額が治療費の3割となります。

▶▶▶ 詳しくは全国健康保険協会都道府県支部または、勤め先の健康保険組合へ

高齢になるなど



〔厚生年金保険〕 保険料は労働者、会社が半々で負担

労働者が高齢になったり、ケガや病気で身体に障がいが残ったり、家族を残して亡くなった場合などに備えた保険です。

▶▶▶ 詳しくは年金事務所へ

*雇用保険、健康保険、厚生年金保険については、就労時間が短いなど、一定の条件を満たさない場合は適用の対象となりません。また、学生のアルバイト等は適用の対象となりません。

*求人票などに記載がある『各種保険完備』とは、その会社が労働保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入しているということです。